



山形県公報

平成20年3月14日(金)
第1925号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則.....(生活安全調整課)...337
- 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....(同)...同
- 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則.....(食品安全対策課)...338

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)...同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録.....(森林課)...339
- 都市計画の変更.....(都市計画課)...同
- 都市計画事業の認可.....(同)...同
- 道路の位置の指定.....(置賜総合支庁建築課)...340
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集.....同

### 公 告

- 一般競争入札の公告.....(情報企画課)...341
- 同.....(教育委員会)...342
- 平成20年度猟銃等講習会の開催.....(公安委員会)...343

## 規 則

山形県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第21号

山形県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則

山形県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和33年3月県規則第14号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第22号

## 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和41年8月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「創立総会決議録」を「創立総会議事録」に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第23号

## 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

山形県小規模水道条例施行規則（昭和44年4月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「31の項から50の項まで」を「32の項から51の項まで」に改める。

第5条第2項中「37の項及び45の項から50の項まで」を「38の項及び46の項から51の項まで」に改め、同条第3項中「あるのは」を「あるのは、」に、「30の項」を「31の項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------|-----------------------------|-----------|------------|
| 有限会社ナウエス<br>米沢市徳町210番地の1 | たいよう訪問介護事業所<br>米沢市徳町210番地の1 | 訪 問 介 護   | 平成20. 2.29 |

## 山形県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                 | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------|-----------------------------|-------------|------------|
| 有限会社ナウエス<br>米沢市徳町210番地の1 | たいよう訪問介護事業所<br>米沢市徳町210番地の1 | 介護予防訪問介護    | 平成20. 2.29 |

## 山形県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称                   | 工事完了年月日    |
|-----------|-----|-------------------------|------------|
| 庄内赤川土地改良区 | 青龍寺 | 元気な地域づくり交付金<br>(基盤整備促進) | 平成20年2月12日 |

山形県告示第225号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。  
平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録<br>番号 | 生産事業者                      |                                                 | 生産事業の内容 |        |               |                   | 事業所                         |                       | 登録<br>年月日      |
|----------|----------------------------|-------------------------------------------------|---------|--------|---------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|----------------|
|          |                            |                                                 | 種<br>採  | 穂<br>取 | 苗<br>の<br>育   | 木<br>の<br>成       | 名<br>称                      | 所<br>在<br>地           |                |
| 271      | 所在地<br>東京都千代田区<br>六番町13番地4 | 名称及び代表者<br>の氏名<br>社団法人林木育<br>種協会<br>理事長<br>真柴孝司 |         |        | 幼苗<br>の<br>育成 | 幼苗以外<br>の<br>苗木育成 | 社団法人<br>林木育種<br>協会奥羽<br>事務所 | 東根市神町南<br>二丁目1番1<br>号 | 平成20年<br>3月14日 |

山形県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 尾花沢都市計画公園
  - (2) 名称 6・5・1号尾花沢公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 尾花沢市大字尾花沢字横長根山内地内
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
遊佐町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 遊佐都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・1号遊佐中央公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 飽海郡遊佐町遊佐字広表地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成20年3月14日から平成22年3月31日まで

## 山形県告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成20年3月14日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第283号
- 2 指定の場所 南陽市若狭郷屋字駅西889 - 2、916 - 10
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長75.32メートル
- 4 指定年月日 平成20年3月5日

## 山形県告示第229号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月14日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「酒田信用金庫 本店」 を 「酒田中央支店」 に改める。

附 則

この規程は、平成20年3月17日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成20年3月14日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

- 1 招集の日時 平成20年3月16日（日）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 指導改善研修に関する規則の設定について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の一部を改正する訓令の制定について
  - (5) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の特例の一部を改正する訓令の制定について
  - (6) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令の制定について
  - (7) 財団法人の解散の許可について
  - (8) 社団法人の解散の許可について
  - (9) 教育委員会職員の人事について

- (10) 教職員の人事について
- (11) 山形県教育委員会教育長の任命について

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システムの擬似Web化移行事業に係るソフトウェア賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日 時 平成20年4月25日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システムの擬似Web化移行事業に係るソフトウェア賃貸サービス 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び入札要件書による。
  - (3) 契約期間 平成20年8月1日から平成22年7月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち8箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム班 電話番号023(630)3270
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成20年4月18日（金）午後5時までに山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム班に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が

成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Software for pseudoWeb, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. April 25, 2008
- (3) For more information, please contact: Salary System Group, Information Planning Division, Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570, Japan Phone : 023-630-3270

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、庁舎管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月14日

山形県教育センター所長 黒田 聖 司

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター 201研修室
- (2) 日 時 平成20年3月28日(金) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 庁舎管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 庁舎管理業務委託仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (7) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成20年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター総務課調達担当 電話番号023(654)2155

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月25日（火）午前10時までに山形県教育センター総務課調達担当に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年3月14日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

1 開催の日時、場所等

| 年 月 日      | 時 間              | 場 所                       | 講 習 内 容                     | 手 数 料  |
|------------|------------------|---------------------------|-----------------------------|--------|
| 平成20年6月12日 | 午前9時から<br>午後5時まで | 山 形 警 察 署                 | イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>3時間   | 6,800円 |
| 平成21年1月15日 |                  | 鶴 岡 警 察 署                 |                             |        |
| 平成20年5月13日 |                  | 酒 田 警 察 署                 | ロ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い<br>2時間 |        |
| 平成20年9月25日 |                  | 米沢市<br>置 賜 総 合 支 庁        |                             |        |
| 平成20年8月26日 |                  | 新庄市<br>最上広域交流センター<br>ゆめりあ |                             |        |
| 平成20年11月5日 |                  |                           |                             |        |

(1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日      | 時 間 | 場 所              | 講 習 内 容 | 手 数 料 |
|------------|-----|------------------|---------|-------|
| 平成20年6月21日 |     | 山形市<br>山形国際交流プラザ |         |       |
| 平成21年1月27日 |     |                  |         |       |
| 平成20年7月22日 |     | 鶴 岡 警 察 署        |         |       |
| 平成21年3月3日  |     |                  |         |       |
| 平成20年6月10日 |     | 酒 田 警 察 署        |         |       |
| 平成20年10月9日 |     |                  |         |       |

(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

|             |                |                             |                                                                            |        |
|-------------|----------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成20年7月15日  | 午前9時から<br>正午まで | 米沢市<br>置賜総合支庁               | イ 猟銃及び空気銃の所持に<br>関する法令<br>2時間<br>3,000円<br>ロ 猟銃及び空気銃の使用、<br>保管等の取扱い<br>1時間 | 3,000円 |
| 平成20年11月11日 |                |                             |                                                                            |        |
| 平成20年6月17日  |                | 新庄市<br>最上広域交流センター<br>ゆめりあ   |                                                                            |        |
| 平成20年11月26日 |                |                             |                                                                            |        |
| 平成20年11月18日 |                | 村山警察署                       |                                                                            |        |
| 平成20年5月9日   |                | 南陽警察署                       |                                                                            |        |
| 平成20年6月3日   |                | 長井市<br>置賜生涯学習プラザ            |                                                                            |        |
| 平成20年4月24日  |                |                             |                                                                            |        |
| 平成20年12月4日  |                | 寒河江警察署                      |                                                                            |        |
| 平成20年9月4日   |                | 天童市<br>(財)山形県総合運動都<br>市公園公社 |                                                                            |        |
| 平成20年10月15日 |                | 上山警察署                       |                                                                            |        |
| 平成20年7月11日  |                | 尾花沢警察署                      |                                                                            |        |
| 平成20年7月29日  |                | 小国町<br>ショッピングセンター<br>アスモ    |                                                                            |        |

2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2通)に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2枚)を添えて講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。